

事業主の皆さまへ

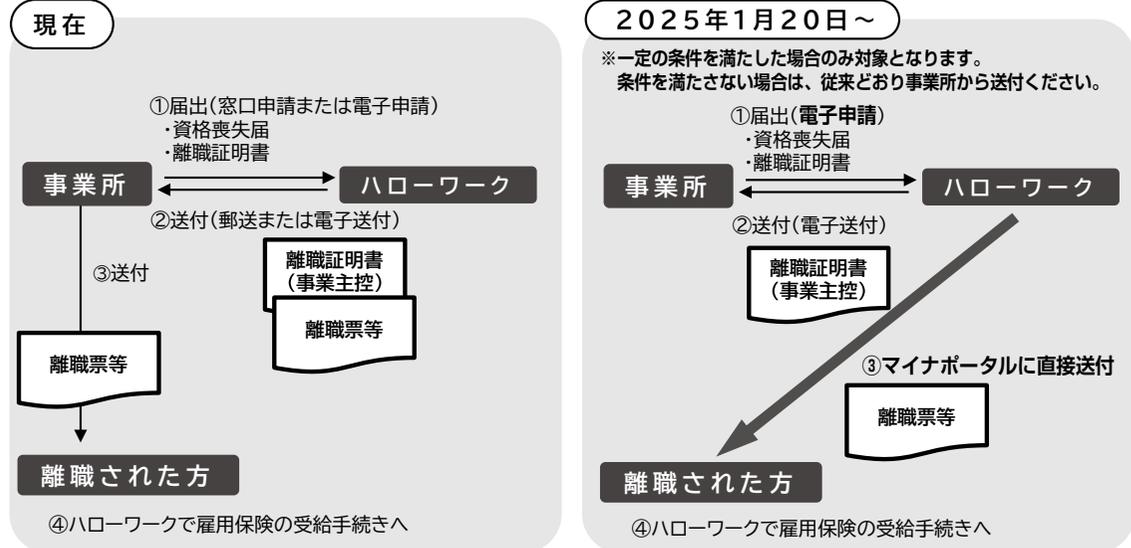
# 2025年1月から、希望する離職者のマイナポータルに「離職票」を直接送付するサービスが開始されました

## 「離職票」※とは

※正式名称は「雇用保険被保険者離職票」

離職者が雇用保険の求職者給付(基本手当等)を受給するために必要となる書類です。現在は事業所から離職者にお送りいただいておりますが、2025年1月20日から、希望する離職者の方には、マイナポータルを通じて直接お送りするサービスを開始しました。離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票も、マイナポータルを通じてお送りします。

## 「離職票」等が送付されるまでの流れ



## 事業所から離職者に郵送等を行う事務がなくなります

雇用保険の離職手続きを電子申請で提出いただいた後、ハローワークによる審査が終了したら自動的に離職票等の書類が離職者のマイナポータルに送信されます。

### このサービスの対象となる条件

- ・ 届け出たマイナンバーが被保険者番号と適切に紐付いていること
- ・ 離職者ご自身にマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行っていただくこと
- ・ 事業主より電子申請で雇用保険の離職手続きを行っていただくこと  
(電子申請は金原事務所で行います)



所報

# かなはら

令和7年 7月

社会保険労務士法人  
金原事務所

## 従業員に賞与を支給したときはお知らせ下さい

### ① 賞与にも社会保険料がかかります

賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納付することになっています。事業主が被保険者および70歳以上被用者へ賞与を支給した場合には、支給日より5日以内に「被保険者賞与支払届」により支給額等を届出なければなりません。



この届出内容により標準賞与額が決定され、これにより賞与の保険料額が決定されるとともに、被保険者が受給する年金額の計算の基礎となるものですので忘れずにお知らせ下さい。

### ② 対象となる賞与

賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下の支給のものをいいます。なお、年4回以上支給されるものは標準報酬月額額の対償とされ、また、労働の対償とみなされない結婚祝金等は、対象外です。

(例) 給与規定において7月、12月に「繁忙手当」の支給を規定している場合⇒支給月が年2回と明確に規定されているため、「〇〇手当」という名称であっても、通常の報酬でなく賞与となります。

お知らせいただいた後、金原事務所で被保険者賞与支払届を作成し、電子申請または年金事務所窓口へ提出します。

令和七年七月発行

七月号

発行所

社会保険労務士法人  
長崎市興善町四番二号

TEL(八三三)三九〇〇番  
FAX(八三三)八七九二番  
金原事務所

令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されました

# 職場における 熱中症対策の強化について

## 1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「**早期発見のための体制整備**」、「**重篤化を防止するための措置の実施手順の作成**」、「**関係作業員への周知**」を義務付ける。

## 2 改正の概要

- 以下 1、2 の事項を事業者<sup>※</sup>に義務付けること。
  - 1 熱中症を生ずるおそれのある作業<sup>(※)</sup>を行う際に、
    - ① 「熱中症の自覚症状がある作業員」
    - ② 「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」
 がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。
  - 2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
    - ① 作業からの離脱
    - ② 身体<sup>※</sup>の冷却
    - ③ 必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること
    - ④ 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
 など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

### ● 罰則 6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

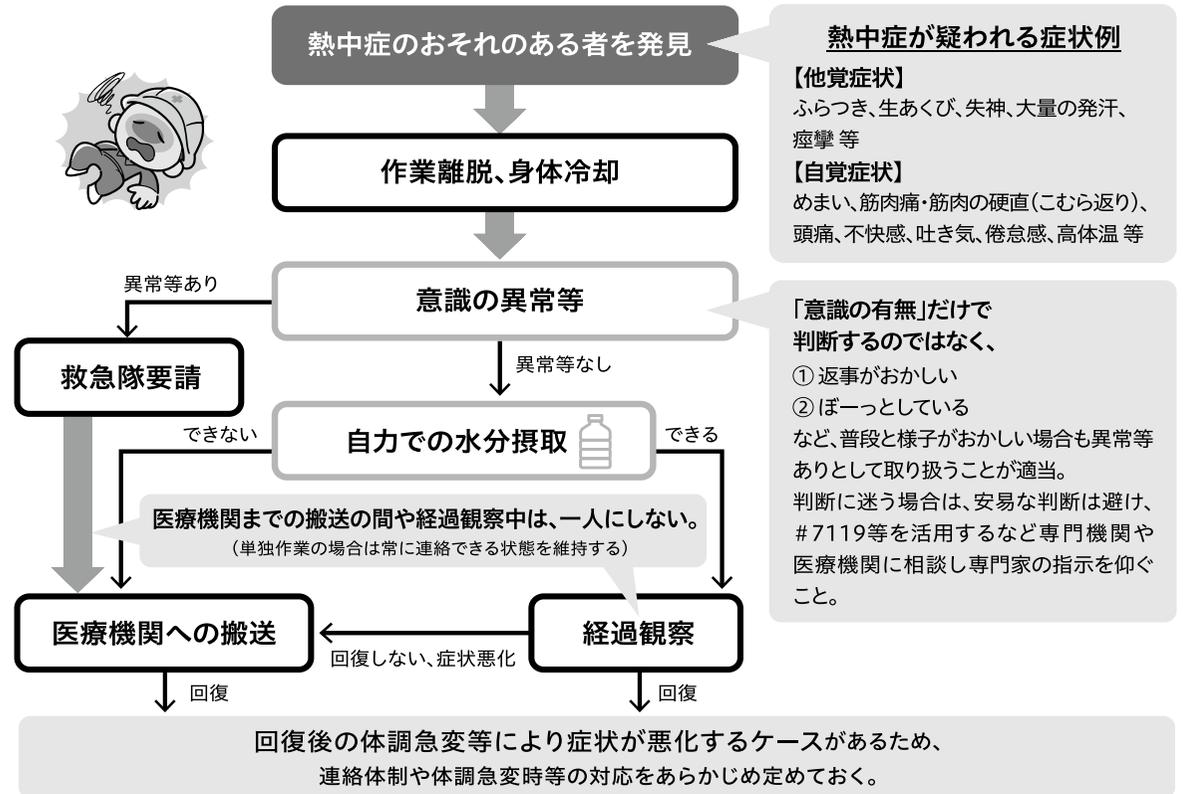
きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう。

<input type="checkbox"/> <b>労働衛生管理体制の確立</b> 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	<input type="checkbox"/> <b>暑さ指数(WBGT)の把握の準備</b> JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検(黒球式のWBGT指数計)
<input type="checkbox"/> <b>作業計画の策定</b> 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	<input type="checkbox"/> <b>設備対策の検討</b> 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/> <b>休憩場所の確保の検討</b> 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	<input type="checkbox"/> <b>服装の検討</b> 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/> <b>教育研修の実施</b> 管理者、労働者に対する教育を実施 ガイド・教育動画 e-learning 	<input type="checkbox"/> <b>緊急時の対応の事前確認</b> 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

# 職場における熱中症対策の強化について

## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

